

社会福祉法人 聖山会 役員費用弁償・報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人聖山会の法人業務に伴う理事・評議員・監事等に対する費用弁償及び報酬について定めることを目的とする。

(業務の種類)

第2条 費用弁償及び報酬を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会・評議員会の出席
- (2) 入所検討委員会の出席
- (3) 監事による定期又は臨時監査
- (4) 行政機関による監査の立ち合い
- (5) 役員の研修及び他の施設の視察業務
- (6) 社会福祉法人聖山会に於ける役員の行事参加
- (7) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (8) その他理事が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条

- 1 前条の業務の場合は次の表に定める
1日当たりの額に出席数を乗じた報酬を支給する。
1日当たりの額は10,000円とする。
航空機などを使用する場合は、費用弁償として往復の交通費に相当する額の交通費を報酬とは別に支給する。
- 2 前条(5)・(7)の業務の場合は、費用弁償として「社会福祉法人聖山会旅費規定」を準用し、施設長の旅費(鉄道賃、船賃、航空費、車費、食費及び宿泊料)に相当する額の旅費を報酬とは別に支給する。
旅費は原則として役員の所在地を起点として計算する。
- 3 報酬は業務を行った日に直接現金にて支給するが施設以外で行う行務については旅費や食事及び宿泊費など費用弁償と一緒に報告をもらった日に現金で支払う。

(雑則)

第4条 この規定に定めのない事項については、別に定める。

附則

この規定は平成22年4月1日から施工する。

附則

この規定は平成26年7月1日から施行する。(法人名変更)

附則

この規定は第3条の1の変更により平成26年8月20日から施行する。

附則

この規定は平成29年4月1日より施行する。(定款変更)

附則

この規定は平成30年4月1日より施行する。(定款変更)